

（国土交通省都市局都市安全課）

項目名	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b> 都市再生特別措置法においては、災害ハザードエリアから立地適正化計画の居住誘導区域又は都市機能誘導区域への住宅又は施設の移転を促進するため、市町村が移転者の移転先等をコーディネートする居住誘導区域等権利設定等促進計画（以下「防災移転支援計画」という。）を作成し、移転者等の土地・建物の所有権等の取得について権利設定等を一括で行う制度を設けている。</p> <p><b>【要望の内容】</b> 上記土地・建物の所有権等の取得に係る登録免許税について、以下特例措置の適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の移転登記（本則2%→1%）</li> <li>・地上権又は賃借権の設定登記（本則1%→0.5%）</li> </ul> <p><b>【関係条文】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法第83条の2の2</li> <li>・租税特別措置法施行規則第31条の4の3</li> </ul>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>災害ハザードエリアから居住誘導区域内等への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、水害等災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>気候変動の影響により近年頻発・激甚化する自然災害に対応するためには、水災害リスクを低減させるためのハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要である。そこで、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を盛り込んだ都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年9月に施行された。本法律で新たに創設された防災移転支援計画制度を活用し、災害ハザードエリアからの移転を促進していく必要がある。</p> <p>なお、本法律の附帯決議においても、多数の災害弱者が利用する病院、社会福祉施設等の災害危険区域等からの移転が図られるよう一層の取組を行うこととされているところである。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 81 立地適正化計画を作成した市町村数
		政策の達成目標	立地適正化計画を作成する市町村数を令和6年度末までに600市町村とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画を作成する市町村数を令和6年度末までに600市町村とする。</li> <li>防災移転支援計画を作成する市町村数を増加させる。（令和4年4月現在：0件）</li> </ul>
	有効性	政策目標の達成状況	令和元年：310市町村 令和2年：383市町村
		要望の措置の適用見込み	令和5年度：1件 令和6年度：26件
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、災害ハザードエリアから居住誘導区域内等への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。
		当該要望項目以外の税制上の措置	災害ハザードエリアからの移転促進のための課税標準に係る特例措置（不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 （令和5年度予算概算要求額6,900億円の内数）等
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、誘導施設の整備促進等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるコンパクトなまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本特例措置は、災害ハザードエリアから移転しようとする者に対して居住誘導区域等のより安全なエリアの土地・建物取引のインセンティブを与えることにより、災害ハザードエリアに既に立地する住宅・施設等の自主的な移転を促進しようとするものである。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、防災移転支援計画に基づく土地・建物取引について、インセンティブを与えることにより、災害ハザードエリアから居住誘導区域等のより安全なエリアへの自主的な移転促進を図ろうとするものであり、必要な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	令和3年度:適用実績:0件(4件) 減収額:—(0.8百万円) ※括弧内は前回要望時の適用件数及び減収額	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	令和2年9月に防災移転支援計画制度を創設したところであり、現時点では特例措置の適用実績はないが、防災移転支援計画の作成や当該計画に基づく防災移転の取組が推進される効果がある。	
	前回要望時の達成目標	居住誘導区域等権利設定等促進計画を防災指針に位置付けた市町村数を増加させる。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	居住誘導区域等権利設定等促進計画を防災指針に位置づけ、公表している自治体は2市町村存在(令和4年4月現在)する。今後位置付ける意向のある市町村は、24市町村存在していることから、引き続き目標達成に向けて働きかけを行う。	
これまでの要望経緯	令和3年度 創設		